

平成 27 年度 昭和学院短期大学 聴講生募集要項

聴講生制度は、社会人等の学習機会の拡大を図るための制度です。別表に記載する科目について聴講生を募集します。

ただし、この制度では単位修得はできません。単位修得を希望する場合は、科目等履修生制度をご利用ください。

1. 出願資格

聴講しようとする授業科目を学習するに足る学力を有すること。

2. 出願期間

前期聴講の場合 3月10日～3月17日まで（事前相談は3月1日より）

後期聴講の場合 8月25日～9月5日まで（事前相談は8月20日より）

3. 出願書類

- ・聴講生願書
- ・履歴書
- ・健康診断書（必要事項：身長、体重、視力、胸部レントゲン、内科診断。出願3ヶ月以内発行のもの）
- ・住民票（運転免許証、健康保険証または在留カードのコピーでも可）
- ・検定料振込確認書（所定用紙。検定料は5,000円）

4. 選考

志願者に対して面接を実施する。面接結果と出願書類と総合して選考し、聴講の可否を決定する。

5. 登録料、聴講料等

聴講可となった者は、登録料、聴講料を納付する。

登録料は1万円、聴講料は1科目2万円（半期。通年科目は4万円）とする。

ただし、本学卒業生または昭和学院栄養専門学校卒業生に対しては登録料を免除する。

また、聴講可となった者は、聴講生証用写真（たて4cm、横3cm）1枚を提出する。

6. 受講方法

①1回の登録における聴講期間は、最大2年間とする。

この期間内で、新たな科目を聴講しようとする場合は、2.の出願期間内に聴講申請書（継続）を事務室に提出し、聴講料を振り込む。

②聴講生は単位を修得できない。ただし、試験を受けることはできる。

③聴講生は本学の図書館、食堂、学生ホールを利用することができる。

④聴講生は聴講生証の交付を受け、学内では常にそれを携帯しなければならない。

⑤聴講生は聴講に当たって本学の諸規則を遵守する。

⑥その他、本学の聴講生規程による。

聴講を希望する方は、本学事務室にお問い合わせください。

【問合せ先】

昭和学院短期大学 事務室

〒272-0823 市川市東菅野 2-17-1

電話番号 047 (324) 7115